



# 平成26年度 地下水汚染未然防止のための 構造と点検・管理に関する講習会

～改正水質汚濁防止法への効果的な対応のために～

平成24年6月、改正水質汚濁防止法が施行され、有害物質を使用・貯蔵する工場・事業場に対して、地下水汚染の未然防止のため、構造基準の遵守や定期点検等が新たに求められることとなりました。法施行時点の既存施設については、3年間(平成27年5月末まで)は一部の構造基準の適用が猶予されていますが、この期間の終了までに、基準に適合することが求められます。

事業者における改正法への効率的・効果的な対応を支援するため、環境省は、地方公共団体との共催により、業界団体や工場・事業場の実務担当者を主な対象として全国で講習会を開催します。

## ●開催日程・開催場所

開催地	日程	会場	会場住所	定員(予定)	共催自治体
つくば市	平成26年12月9日(火)	つくばカピオ	〒305-0032 茨城県つくば市竹園1丁目10-1	380名	つくば市
秋田市	平成26年12月16日(火)	秋田県庁第2庁舎 8階大会議室	〒010-0951 秋田県秋田市山王3丁目1-1	280名	秋田県
岡山市	平成26年12月18日(木)	岡山県庁9階 大会議室	〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2丁目4-6	200名	岡山県
大阪市	平成26年12月19日(金)	大阪府咲洲庁舎 2階咲洲ホール	〒559-8555 大阪府大阪市住之江区南港北1丁目14-16	500名	大阪府
名古屋市	平成26年12月25日(木)	鯉城ホール	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄1丁目23-13	780名	愛知県・ 名古屋市
大分市	平成27年1月14日(水)	大分県庁舎新館 14階大会議室	〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1-1	150名	大分県
佐賀市	平成27年1月15日(木)	佐賀県庁新行政棟 11階大会議室	〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1-59	126名	佐賀県
札幌市	平成27年1月21日(水)	札幌第1合同庁舎 2階講堂	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1	150名	北海道

※各会場へは、公共交通機関をご利用のうえお越しく下さいますようお願いいたします。

## ●開催時間

午前(10:00~12:00)、午後(14:00~16:00)の2部入れ替え制  
(どちらも同内容です)  
※大分会場と佐賀会場は、午後の部のみの開催です。

## ●内容

- (1)改正水質汚濁防止法の概要
- (2)構造基準適合のための施設変更事例及び定期点検の実施事例
- (3)現場における事例と主な留意点
- (4)その他

## ●参加申し込み方法

参加を希望される方は、事前に申込みをお願いします。

参加資格:特になし

参加費:無料

受付開始日時:平成26年11月10日(月) 10:00~

申込先:下記サイトよりお申し込みください。

上記受付開始日時にサイトを開設します。

(先着順。定員に達した会場から順次締め切り)

<http://www.jesc.or.jp/info/26suidakuhou/index.html>

※上記リンク先よりお申し込みいただけない場合は下記事務局までご連絡ください。可能な限り、1事業場又は1事務所につき参加人数は1名でお願いします。

※受講決定された方には、事務局より参加票をメール等でお送りします。当日印刷してご持参ください。

## ●講習会事務局連絡先

一般財団法人日本環境衛生センター

担当:後藤、堀内

Tel 044-288-4919(直通)

(9:00~17:00 土・日・祝日を除く)

Fax 044-288-4952

